

平成26年定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《所管事項説明》

- 1 「三重県いじめ防止基本方針」策定に伴う再調査組織の設置について ······ 1
2 第2次三重県動物愛護管理推進計画（中間案）について ······ 11

《別冊》

第2次三重県動物愛護管理推進計画（中間案）

平成26年1月17日

健 康 福 祉 部

1 「三重県いじめ防止基本方針」策定に伴う再調査組織の設置について

1 再調査組織の設置

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、県立学校または私立学校におけるいじめによる重大事態の調査の結果報告を受けて、知事が当該事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、当該調査結果の調査（再調査）を行う附属機関として、三重県いじめ調査委員会（仮称）（以下、「調査委員会」という。）を設置するものです。

なお、法第28条の規定により、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめによる重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、事実関係を明確にするための調査を行うこととなっています。

2 再調査組織の概要

再調査組織の設置に関し、所掌事務に関すること、組織に関すること、運営に関すること等条例で定めることとします。

3 今後の予定

2月定例月会議に、「三重県いじめ防止基本方針」で定める再調査組織の設置条例案を提出します。

(参考条文)いじめ防止対策推進法(抜粋)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 (略)

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)

(私立の学校に係る対処)

第 31 条 学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～4 (略)

8 「三重県いじめ防止基本方針」の策定について

1 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が公布され、同年9月28日施行されました。また、これを受け、平成25年10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の方針」という。）が発表されました。

国の方針は、法第11条第1項に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定められたもので、次の3つの骨格で示されています。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

また、主な内容は以下のとおりです。

- ・ 地方公共団体は、いじめ防止等に関する関係機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことが望ましい。
- ・ いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関を設置することが望ましい。
- ・ 重大事態の調査を行う組織は、附属機関を調査組織とすることが望ましく、専門的知識及び経験を有する第三者が参加するよう努める。
- ・ 学校や教育委員会は、被害者側に調査結果を適切に提供する責任を有する。
- ・ 学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒が訴えやすい体制を整える。

2 「三重県いじめ防止基本方針」の策定

県としましては、国の方針を参考して、本県としてのいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「三重県いじめ防止基本方針」を策定します。

策定にあたっては、11月22日、29日に関係部局との庁内会議を行ったうえで、教育関係機関及び、警察、法務局等関係機関の代表、保護者代表や、学識経験者、弁護士、臨床心理士等の専門家を策定委員に委嘱し、「第1回三重県いじめ防止基本方針策定委員会」を12月6日に開催しました。

今後は、関係部局との庁内会議を重ねて開催し、平成26年1月10日の第2回策定委員会を経て調整のうえ、1月末の策定を目指していきます。なお、三重県いじめ防止基本方針で定める組織については、平成26年三重県議会定例会（2月定例月会議）に設置条例議案を提案することを、現在検討しています。

三重県いじめ防止基本方針（素案概要）

1 本方針の内容

三重県いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定します。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめ問題は、学校における最重要課題の1つであり、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であることから、社会総がかりでいじめ問題に対峙するためには制定されました。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題について十分理解できるようとする必要があります。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であり、関係者の連携の下で、いじめ問題の克服をめざします。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、多くの児童生徒が、入れ替わり被害や加害を経験しています。また、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を払う必要があります。

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方

(ア) いじめの防止について

学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解する必要があります。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要です。

(イ) いじめの早期発見について

ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが大切であり、地域や家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(ウ) いじめへの対処について

いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全確保

が必要であり、組織的な対応を行うとともに、関係機関との連携が必要です。

(エ) 地域や家庭との連携について

P T A や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について、地域や家庭と連携した対策を推進することが必要です。

(オ) 関係機関との連携について

学校だけでは解決が困難な場合は、警察、児童相談所、医療機関等との適切な連携を図ることが必要です。

(カ) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組について、日常の点検・評価を通して現状の課題を把握します。また、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れ、生徒指導の在り方の工夫改善を図ります。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて、三重県いじめ防止基本方針を策定します。

(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。構成は、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察本部、津地方法務局の各代表、及び臨床心理士、弁護士、学識経験者（大学教授）等です。

(3) 三重県教育委員会の附属機関の設置

本方針に基づく県立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「附属機関」を設置します。構成は、臨床心理士、弁護士、学識経験者（大学教授）等です。

(4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

24時間対応を可能とするいじめ相談ダイヤル等による教育相談体制の充実を図ります。また、「こどもほっとダイヤル」「少年相談110番」等の県内の様々な相談窓口との連携を図ります。

(5) いじめの未然防止の方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むために、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な

活動を推進します。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりです。

- 指導主事訪問等をとおして、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言します。
 - 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行います。
 - 生徒指導連絡協議会において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行います。
 - 教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図ります。
 - ・生徒指導担当者講習会の開催
 - ・新任校長及び教頭研修、初任者研修、教職経験5年及び10年研修の開催
 - ・いじめの問題を解決するための教職員用リーフレットや指導資料等を活用した、学校における研修会の開催
 - いじめ防止月間の取組として、いじめ防止キャンペーンを実施し、保護者啓発リーフレットを配布するとともに、講演会等を開催します。
 - 保護者との意見交換会を開催し、いじめの問題に対する取組について理解と協力を求めます。
 - インターネット上のいじめに対する理解等を深めるため、保護者を対象にしたネット啓発講座を実施します。
 - 学校警察連絡協議会の活動を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。
- なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行います。

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、アンケート調査を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。

また、いじめへの対処のために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心として、教職員が一丸となって取り組むことが大切です。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりです。

〈早期発見に関わること〉

- 各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査や面談等を実施します。
- 市町教育委員会及び学校の取組状況について、県内一斉に調査を実施します。
- スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図ります。
- ケータイやネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援します。
- 各相談窓口との連携を図り、相談体制を充実します。

〈いじめへの対処に関わること〉

- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期解決へ向けての支援を実施します。（指導主事の派遣等）
- 関係機関との連携を促進するため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- 当該児童生徒への心のケア及び当該学校に対しての支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラー等を緊急派遣します。
- 生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する「生徒指導特別指導員」を派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を実施します。
- 学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を派遣します。
- ネットパトロールにより、問題のある書き込みがあれば、委託先業者と連携して削除依頼を行います。

なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行います。

4 重大事態への対処

（1）重大事態とは

- ア いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合です。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合や、身体に重大傷害を負った場合などが考えられます。
- イ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合です。なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえると、年間の欠席日数の目安が30日です。

（2）報告（第一報）

県立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県教育委員会に報告します。報告を受けた三重県教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断します。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて、速やかに三重県教育委員会に報告します。その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請に応じて問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介する等の支援を行います。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県環境生活部に報告し連携を図ります。

なお、県立学校からの報告を受けた三重県教育委員会及び、私立学校から報告を受けた三重県環境生活部は、三重県知事に報告します。

(3) 調査の組織

三重県教育委員会又は県立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

三重県教育委員会が調査主体となる場合は、三重県教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行います。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加します。

県立学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査組織の母体とします。なお、その際には、三重県教育委員会の指導・助言を求めます。

学校法人又は私立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。三重県教育委員会又は県立学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供します。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行いうにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

(5) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供にあたっては、三重県教育委員会・学校法人又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供します。

なお、県立学校及び私立学校は、調査結果を三重県知事に報告します。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、三重県は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を実施します。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

5 その他重要事項

三重県は、県立学校及び各市町における「いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認して、公表します。

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要な事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわざかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) いじめの見直し又は再調査による調査

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 再調査による見直し又は再調査による措置

i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目指として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

【所管事項説明】

2 第2次三重県動物愛護管理推進計画（中間案）について

1 趣旨

平成24年9月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理条例」といいます。）及び平成25年8月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の内容を反映させるとともに、動物愛護等に関する社会環境や県民意識の変化等を踏まえ、県の動物愛護管理の一層の推進を目的として策定します。

2 中間案の内容

（1）計画の性格・位置づけ

動物愛護管理条例第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理（以下「動物愛護管理」といいます。）に関する基本理念や10年後のめざす姿を示すとともに、その実現のために必要な、県民、関係団体、行政などさまざまな主体の取組を定めるものです。

（2）計画期間

おおむね10年先を見据えたうえで、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

（3）構成

○第1章 基本的な考え方

計画の性格・位置づけ、計画期間、基本理念と10年後のめざす姿等について記載します。

○第2章 三重県の現状

～三重県動物愛護管理推進計画（平成20～24年度）の成果と課題～

現行計画（平成20年3月策定）に基づく平成20～24年度の取組の成果と課題について記載します。

○第3章 目標と具体的な取組内容（別紙参照）

計画の目標を記載するとともに、平成26年度からの5年間の取組内容を以下の8項目に分けて記載します。

- ① 動物愛護管理の普及啓発
- ② 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- ③ 動物による危害や迷惑問題の防止
- ④ 所有者明示の推進
- ⑤ 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成
- ⑥ 動物取扱業の適正化
- ⑦ 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進
- ⑧ 災害時対策

○第4章 推進体制の整備等

県の動物愛護管理の拠点としての役割が期待されている動物愛護管理センターの機能の充実等や三重県動物愛護管理推進協議会の活性化に向けた取組について記載します。

3 今後の予定

平成 26 年 1 月 パブリックコメントの実施、市町から意見聴取

～平成 26 年 2 月

平成 26 年 2 月 三重県動物愛護管理推進計画検討会で意見聴取

平成 26 年 3 月 健康福祉病院常任委員会で最終案を説明

第2次三重県動物愛護管理推進計画における主な取組

1 動物愛護管理の普及啓発

動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、動物を適正に管理するための正しい知識を広く県民に普及する必要があることから、獣医師会等の関係団体や動物愛護推進員と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発活動を一層充実していきます。

2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

犬・猫の引取り数が将来的にゼロになることをめざし、終生飼養や適正飼養に関する啓発を積極的に行うことにより、更なる引取り数の減少に向けて取り組みます。

3 動物による危害や迷惑問題の防止

家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行うことで、その事案の再発を防ぎ、動物による危害や迷惑問題を防止します。

また、飼い主のいない猫を地域で管理する方法への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を進めます。

4 所有者明示の推進

保健所に収容される動物が減少し、迷子になった動物が飼い主の元へ戻ることができるよう、迷子札等による所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深めるための取組を進めます。

5 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

地域において動物愛護管理の推進に取り組む人材を育成し、地域における動物に起因する課題について、その地域全体で考え、取り組む体制づくりを進めます。

6 動物取扱業の適正化

幼齢の犬・猫の販売制限や動物を販売する際の対面説明など、ペット販売業等の動物取扱業に対する規制が強化されたことから、動物取扱業者に対する監視指導を的確に行うとともに、動物取扱業者の法令遵守の取組を進めます。

7 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

実験動物について、3Rの原則（苦痛の軽減（Refinement）、代替法の検討（Replacement）及び使用数の削減（Reduction））が守られた、より透明性の高い実験が行われるとともに、産業動物等について、動物愛護管理に配慮した飼養が行われるよう、実験動物、産業動物等の適正な取扱いについて普及啓発を行います。

8 災害時対策

獣医師会などの関係団体や動物愛護推進員と連携し、災害時の連絡網の整備や負傷動物等の救護体制の整備等、危機管理体制の整備を図ります。

また、ペットの防災対策に関するガイドラインを策定し、飼い主責任を基本とした同行避難や飼い主が平常時から備えるべき対策について啓発します。